

IV 障がい者（児）の保健福祉

あらゆる分野において障がい者（児）が人間としての尊厳を持って社会に参加し、社会を構成する一員として、あるがままの姿で他の人々と同等の権利を受けることができるような社会づくりをめざして、その実現のため保健部門、医療部門及び他の福祉部門との連携を密接に保ちつつ、障がい者（児）施策の整備充実を図ることとします。

1 佐世保市障害者プラン・佐世保市障がい福祉計画・佐世保市障がい児福祉計画

障がい福祉課・庶務係

本市では、平成16年に「佐世保市障がい者プラン」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成18年4月からの障害者自立支援法施行に伴い、平成19年3月に「佐世保市障がい福祉計画」を策定し、同法に掲げられている障がい福祉サービスを円滑に実施することに取り組み、第2期計画(平成21年～)以降においても3年毎に計画を策定し継承いたしました。また、平成30年には児童福祉法の改正を受け、第1期障がい児福祉計画を策定しました。その後、障がい児・者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応するため、第6期計画および第2期障がい児福祉計画を策定し、その期間を令和3年度から令和5年度までとしています。

(1) 数値目標

障がいの種別にかかわらず障がいのある人々が必要とする障がい福祉サービスを提供するため、円滑な事業実施を図ることを目的として令和5年度までの数値目標を設定しました。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
入所者数 (基準値)	409人	令和元年度末の人数 (A)
目標年度 入所者数	402人	令和5年度末時点の利用見込み (B)
入所者数 削減目標値	7人	$(A) - (B) = (C)$
	1.7%	$(C) \div (A) = (D)$ (国の基準1.6%以上)
入所施設から の地域生活移 行者目標値	25人	施設入所からグループホーム等への移行者数 (E)
	6%	$(E) \div (A)$ (国の基準6%以上)

※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

②福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定しました。

項目	数値	考え方
年間一般就労移行者数（基準値）	41人	福祉施設の利用者のうち、令和元年度中に一般就労した人
目標値（目標年度の年間一般就労移行者数）	52人	福祉施設の利用者のうち、令和5年度中に一般就労する人の数（国の基準：令和元年度の基準値の1.27倍以上）

- ・一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上となる事業所数を、全体の7割以上とすることを基本とします。

（2）事業量見込み

サービスの利用実績と今後の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量を以下のとおり見込みました。

①訪問系サービスの事業量見込み

居宅介護、重度訪問介護等の実績と伸び率を基に、以下のとおり事業量を見込みました。

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	251	241	225	219	219	219
利用時間 (時間/月)	4,584	4,720	4,294	4,210	4,210	4,210

②日中活動系サービスの事業量見込み

実績と伸び率を基に、以下のとおり事業量を見込みました。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
日中活動系サービス	生活介護	利用者数	907	893	908	912	912	912
		利用日数	16,104	16,161	16,156	16,419	16,419	16,419
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1	1	1	1	1	1
		利用日数	1	19	9	10	19	19
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数	20	22	24	25	26	28
		利用日数	434	471	476	486	492	500
	就労移行支援	利用者数	59	36	34	32	37	47
		利用日数	1,101	629	595	557	637	827
	就労継続支援 (A型)	利用者数	186	172	161	151	151	151
		利用日数	3,923	3,614	3,349	3,156	3,156	3,156
	就労継続支援 (B型)	利用者数	900	1,009	1,059	1,112	1,168	1,226
		利用日数	17,081	19,205	20,308	21,242	22,306	23,421
	就労定着支援	利用者数	0	1	1	1	1	1
療養介護	利用者数	93	92	90	92	92	92	
短期入所 (福祉・医療型)	利用者数	59	64	51	51	56	63	
	利用日数	323	284	307	308	323	340	

※ 利用者数は（人／月）、利用日数は（人日／月）

③居住系サービスの事業量見込み

実績と伸び率を基に、以下のとおり事業量を見込みました。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	477	507	525	543	562	582
施設入所支援	417	408	402	395	388	381

※ 利用者数は（人／月）

④その他のサービスの事業量見込み

〈1〉計画相談支援

障がいのある人が、障がい福祉サービスを効果的に利用できるように、心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービスの利用計画を作成するものです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	470	509	550	597	649	705

〈2〉地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	2	2	0	1	2	3

〈3〉地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

⑤児童に関するサービス事業量見込み

従来、障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法に基づき、日中活動系は障害者自立支援法に基づきサービスが提供されてきましたが、平成24年4月からの改正法施行に伴い児童福祉法に一本化され、障がい種別に分かれていた施設系については、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）と障がい児入所支援に一元化されました。障がい児通所支援の今後の事業量見込みは以下のとおりです。

〈1〉児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	126	161	202	248	291	336
利用日数	1,025	1,119	1,292	1,412	1,485	1,512

〈2〉医療型児童発達支援

肢体不自由がある障がい児で理学療法等の機能訓練、または医学的管理の下での支援が必要と認定された児童に対し、児童発達支援に併せて必要な治療を行います。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0	0	0	0	0	0
利用日数	0	0	0	0	0	0

〈3〉居宅訪問型児童発達支援

重度の障害のため、外出が著しく困難な児童や障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を提供します。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0	0	1	1	1	1
利用日数	0	0	1	1	1	1

〈4〉放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動等の訓練を行います。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	633	721	776	860	953	1,056
利用日数	6,384	7,288	7,725	8,646	9,579	10,614

〈5〉保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児または利用予定の児童が、保育所等における集団行動の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問を行い集団生活適応のための訓練や保育所等のスタッフに対して指導を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	2	5	12	13	13	13
利用日数	2	6	15	14	14	14

〈6〉障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用する児童に対し利用計画を作成するものです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	120	163	192	227	269	318

(1) 佐世保市障がい福祉課

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者に関する総合相談窓口です。

〔所在地〕 佐世保市中央保健福祉センター 1階
TEL 24-1111 FAX 25-2281

(2) 佐世保子ども・女性・障害者支援センター

障がいのある方の相談に応じて総合的な支援を行います。

- ①身体障害者手帳・療育手帳に関する相談
- ②身体障がいのある方の補装具や福祉制度の相談
- ③知的障がいのある方への地域生活の支援・相談等

〔所在地〕 佐世保市万徳町10-3
TEL 24-5272 FAX 24-5087

(3) 長崎子ども・女性・障害者支援センター

- ①精神障害者保健福祉手帳に関する相談
- ②精神障がいのある方への自立支援医療の支給認定、就労準備支援等
- ③交通事故などによって脳が傷ついておこる障害（高次脳機能障害）のある方への支援
- ④「こころ」に関する相談

〔所在地〕 長崎市橋口町10-22
TEL (095) 844-5132 FAX (095) 844-1849

(4) 民生委員・児童委員

各地区の民生委員・児童委員が相談に応じます。

(5) 障害者相談員

障がい者の更生援助に関し、必要な指導助言を行うとともに、地域活動を推進します。
市内の相談員の皆さんは次ページのとおりです。

障害者相談員名簿

(令和3年4月1日現在)

身体障害者相談員名簿

区分	氏名	電話番号	担当地区		
身体障害者相談員	肢体	前田 敏子	090-8834-6079	北部	
		笛田 健治	73-7557	北部	
		上田 崇仁	090-8838-1536	北部	
		内海 律子	76-2754	北部	
		松永 大一郎	090-7399-2084	北部	
		小野 順子	80-4007	中部	
		崎田 春代	38-2712	南部	
		高浪 勝己	33-0032	南部	
	視覚	七條 定義	40-8599	全市	
		三村 英敏	42-9390	全市	
		後藤 郁子	33-4638	全市	
	聴覚	武富 涼子	FAX 22-4414	全市	
		増田 辰治	FAX 32-3714	全市	
		加福 純一	FAX 22-9310	全市	
	内部	久保 寿光	090-1347-4771	全市	
		大徳 陽子	66-8134	全市	
	知的障害者相談員	知的	神吉 清久	23-9275	全市
			平本 恵子	46-0541	北部
			副島 洋子	49-5714	中部
溝口 富子			32-9374	南部	

3 相談支援事業

障がい福祉課

障がいのある人や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ情報の提供・助言、障がい福祉サービス利用援助、住宅入居等の必要な支援を行います。相談に要する費用は、無料です。

対象者は、原則として本市に居住する障がい者及び障がい児、障がい児の保護者及び障がい者等の介護を行う人です。

(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持していなくてもご利用できます。)

令和3年度は、市内4事業所に委託しています。

(令和3年4月1日現在)

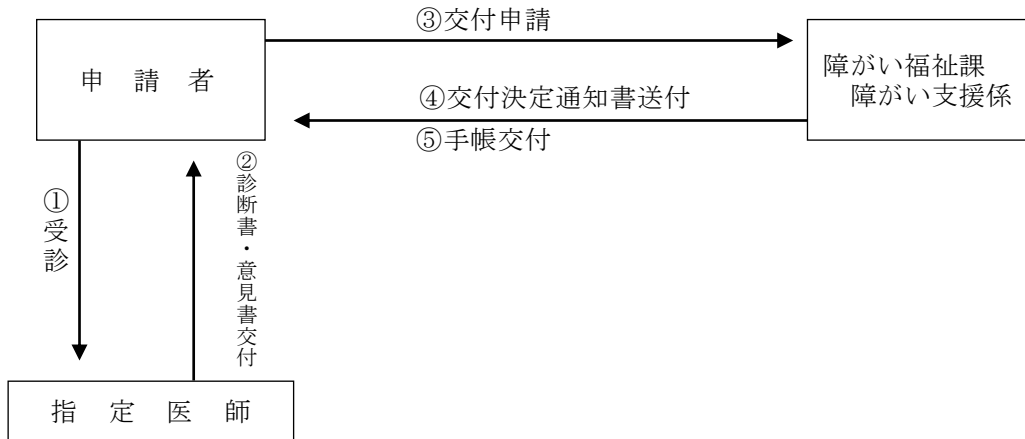
事業所名	住 所	電話番号	開所時間
(福)蓮華園 「野の花」	柚木町1279番地1	0956 46-0123	月～土 8時40分～17時20分 休日/日・祝日 12月29日～1月3日
NPO法人 チーム・フォー・バイ・ フォー「ふれんず」	常盤町8番8号 富士ビル4階	0956 23-5389	毎日 10時00分～18時30分 休日/毎月第4火曜日
(福)宮共生会 「のぞみ」	権常寺町1108番6	0956 76-8380	毎日 9時～18時
(福)佐世保市 手をつなぐ育成会 「えくぼ」	八幡町3-2	0956 22-0488	月～金 8時30分～17時15分 休日/土・日・祝日 8月13日～8月15日 12月29日～1月3日

4 手帳交付

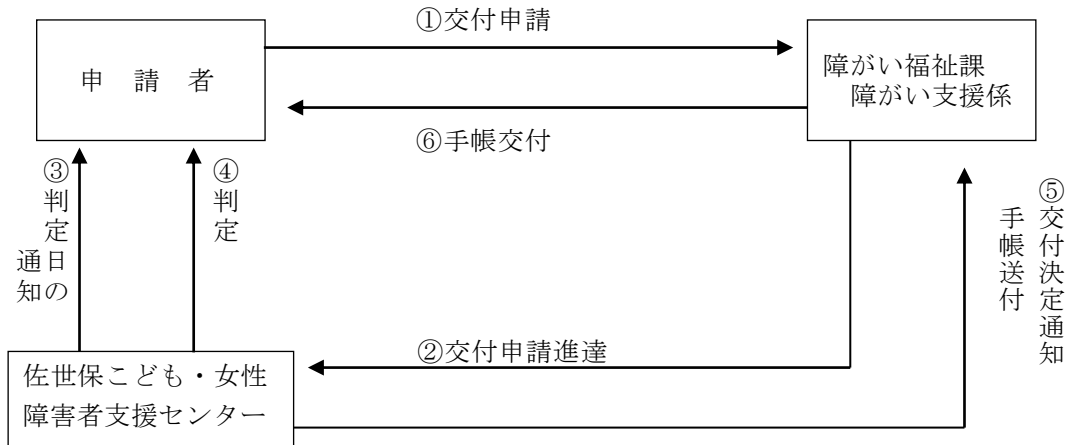
障がい福祉課・障がい支援係

(1) 手帳申請の手続き

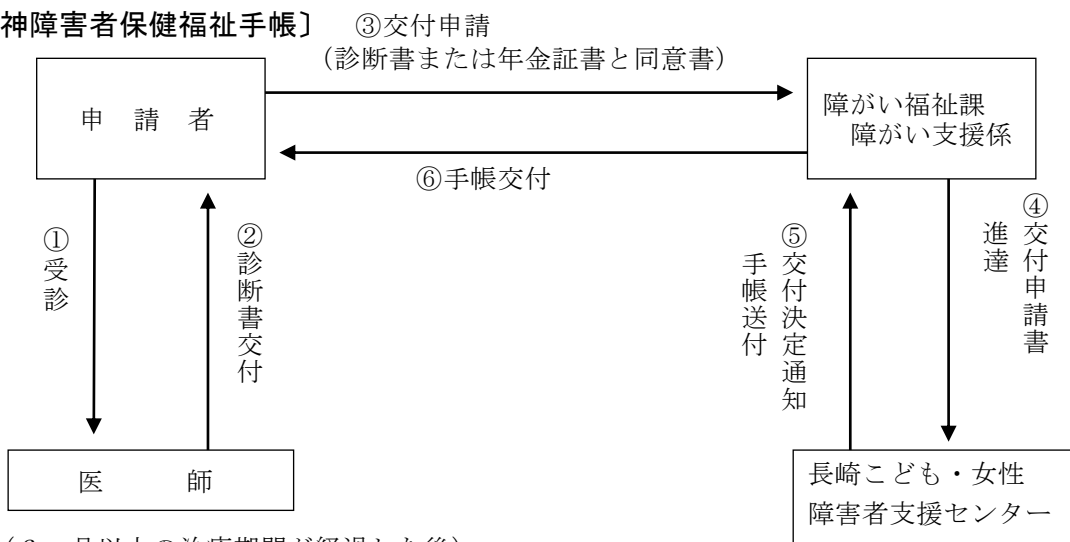
〔身体障害者手帳〕



〔療育手帳〕



〔精神障害者保健福祉手帳〕



(6ヶ月以上の治療期間が経過した後)

(2) 手帳交付台帳登載数

○身体障害者手帳

(令和3年3月31日現在)

障害名	年齢別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	18歳以上	347	290	55	48	92	64	896
	18歳未満	5	1	0	0	2	0	8
聴覚 (平衡含む)	18歳以上	71	266	131	209	8	476	1,161
	18歳未満	0	14	4	5	0	8	31
音声・言語 そしゃく	18歳以上	0	8	74	69			151
	18歳未満	0	0	0	1			1
肢体	18歳以上	1,089	1,237	1,064	1,524	826	353	6,093
	18歳未満	56	22	10	6	6	5	105
心臓	18歳以上	1,457	25	664	554			2,700
	18歳未満	15	1	6	5			27
じん臓	18歳以上	915	1	25	2			943
	18歳未満	2	0	0	0			2
呼吸器	18歳以上	32	5	86	56			179
	18歳未満	8	0	0	0			8
ぼうこう 直腸	18歳以上	2	1	18	473			494
	18歳未満	0	1	4	3			8
小腸	18歳以上	2	1	1	4			8
	18歳未満	0	0	0	0			0
免疫	18歳以上	9	12	5	0			26
	18歳未満	0	0	0	0			0
肝臓	18歳以上	33	3	5	1			42
	18歳未満	2	0	0	0			2
小計	18歳以上	3,957	1,849	2,128	2,940	926	893	12,693
	18歳未満	88	39	24	20	8	13	192
合計		4,045	1,888	2,152	2,960	934	906	12,885

※福祉行政報告例より

○療育手帳

(令和3年3月31日現在)

障害別	年齢別	A1	A2	A	B1	B2	B	合計
知的 障がい	18歳以上	512	367	2	588	994	0	2,463
	18歳未満	92	57	0	90	166	0	405
合計		604	424	2	678	1,160	0	2,868

※福祉行政報告例より

○精神障害者保健福祉手帳

(令和3年3月31日現在)

等級	1級	2級	3級	合計
精神障がい	308	1,866	827	3,001

(3) 身体障害者障害程度等級表 (別表第5号：身体障害者福祉法施行規則 第5条関係)を一部修正

級別	視力障害	視野障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能 言語機能 又は そしやく 機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
			聴覚障害	平衡機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	良い方の眼の視力が0.01以下のもの	—				心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	3 周辺視野角度(1/4指標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2指標による)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)								ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	1 良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2を除く。) 2 良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	3 周辺視野角度(1/4指標による)が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2指標による)が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	1 良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2を除く。)	2 周辺視野角度(1/4指標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度(1/2指標による)が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害								
6級	良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	—	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側の聴力レベルが50デシベル以上のもの									
7級												
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p>											

※ 7級の障害は、一つのみでは手帳の交付対象となりません。

※太線の上位等級は、1種。

肢 体 不 自 由				
上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
			上肢機能	移動機能
1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がるのが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障があるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの
1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリストフアン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。				

(4) 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
<p>1 級</p> <p>（精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）</p>	<p>1 統合失調症によるものにあつては高度の残遺状態または高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態または病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度のもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。</p> <p>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買い物ができない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。</p> <p>6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。</p> <p>7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。</p> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
<p>2 級</p> <p>（精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
<p>3 級</p> <p>（精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達精神障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるが、なお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいええず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいええず援助を必要とする <p>（上記1～8のうちいくつか該当するもの）</p>

5 自立支援医療 障がい福祉課・障がい支援係

自立支援医療制度とは、心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

〔負担上限月額表〕

← 一定所得以下		← 中間所得層			← 一定所得以上 →
← 「生保」 →	← 「低1」 →	← 「低2」 →	← 「中間1」 →	← 「中間2」 →	← 「一定以上」 →
0円	2,500円	5,000円	医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			重 度 かつ 継 続		
			5,000円	10,000円	20,000円

- 〔所得区分〕
- ①生保…生活保護受給世帯
 - ②低所得1（低1）…市町村民税非課税世帯で、かつ、本人収入が80万円以下
 - ③低所得2（低2）…市町村民税非課税世帯で、かつ、本人収入が80万円を超える。
 - ④中間所得層…市町村民税課税世帯で、所得割額が23万5千円未満
- 〔「重度かつ継続」の場合は、更に中間所得層1（中間1）、中間所得層2（中間2）に分かれます。〕
- 中間所得層1（中間1）…市町村民税（所得割）額が3万3千円未満
 - 中間所得層2（中間2）…市町村民税（所得割）額が3万3千円以上、23万5千円未満
 - ⑤一定以上…市町村民税課税世帯で、所得割額が23万5千円以上。

「重度かつ継続」の対象範囲

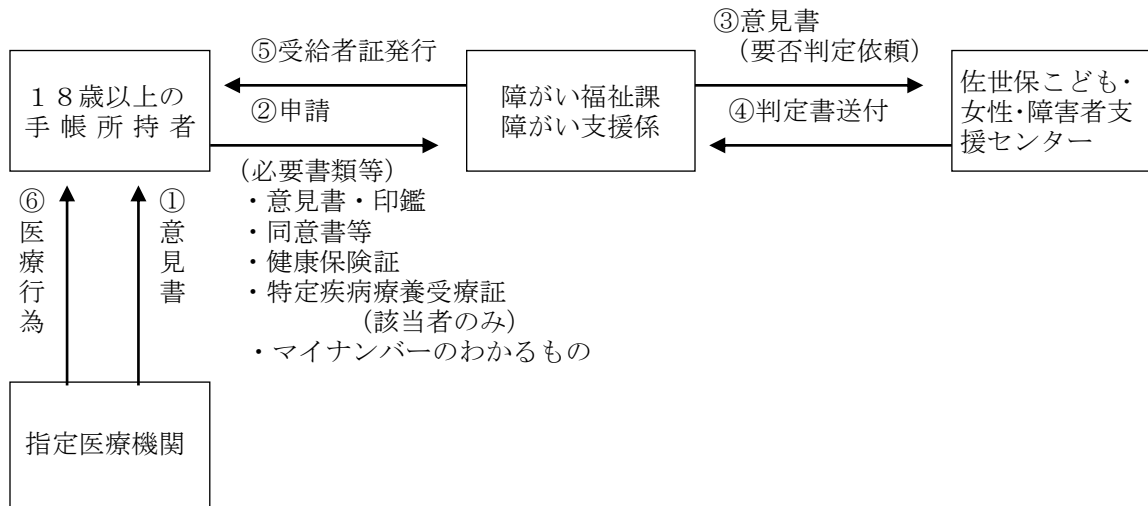
- ・ 疾病、症状等から対象となる方
 - 更生医療…腎臓機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能、心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）
 - 精神通院医療…①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）
 - ②集中・継続的な医療を要するとして、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方
- ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方
 - 精神・更生…医療保険の多数回該当の方

(1) 更生医療

身体障害者手帳所持者で、その障害名の身体の機能及び変形硬直等の障がい除去または軽減するために行う医療や腎臓障がい者の人工透析等の医療について、その費用を支給します。

[令和2年度実績] 1, 143件

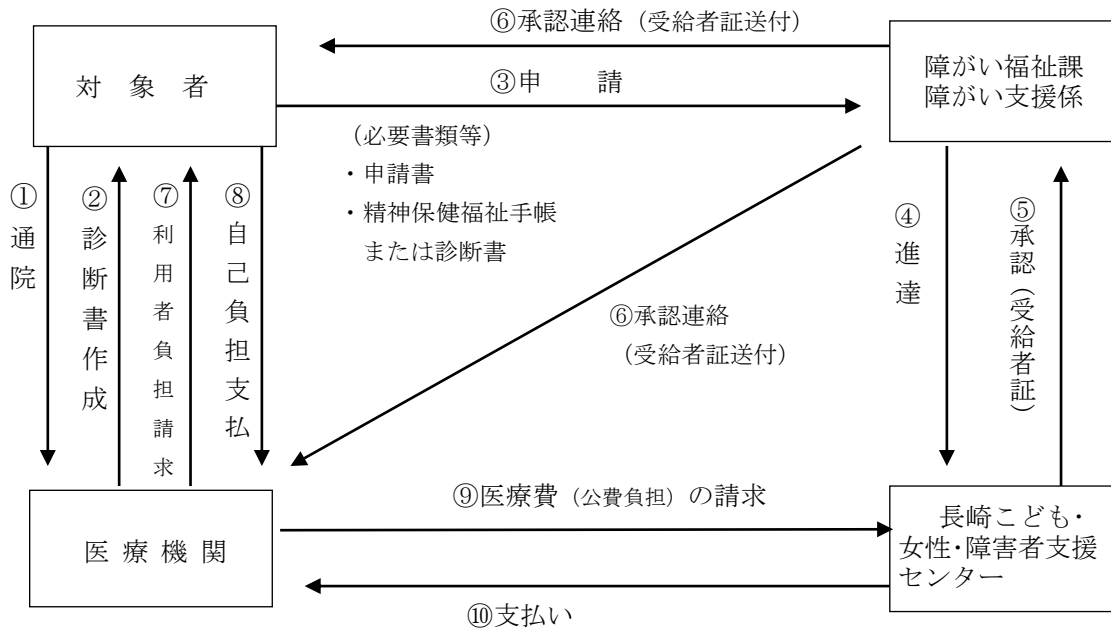
[財源内訳] 国 1/2 県 1/4 市 1/4



(2) 精神通院医療

精神神経科で通院治療する場合に、医療費の自己負担を軽減します。

[自己負担額] 医療費の10% (所得区分に応じて負担上限月額が定められています)



※ ③申請において、医療機関から市 (障がい福祉課) へ直接申請書を送付される場合もあります。
⑥受給者証送付については、対象者または医療機関のいずれかに送付します。

6 介護給付・訓練等給付 ————— 障がい福祉課・障がい支援係

障がいのある方々を対象として障がいの種別にかかわらず、障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）をふまえ、必要な介護や訓練を提供するものであり、以下のサービスにより構成されています。障害者総合支援法及び児童福祉法により障がいのある方が必要とするサービスを利用できるようサービスを利用するための仕組みを一元化し、障がい者が地域で自立し安心して生活できるようサポートすることを目的としています。

介 護 給 付	訓 練 等 給 付
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 短期入所（ショートステイ） ・ 生活介護 ・ 療養介護 ・ 行動援護 ・ 同行援護 ・ 重度訪問介護 ・ 居宅介護（ホームヘルプ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立生活援助 ・ 自立訓練（機能・生活） ・ 共同生活援助（グループホーム） ・ 就労定着支援 ・ 就労継続支援（A型・B型） ・ 就労移行支援

障害児通所支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス

(1)障害福祉サービス

①介護給付

サービス種類	サービス内容	対象障害支援区分						
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅における入浴、排せつ、食事の介助などのサービスを提供します。	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者で常に介護を必要とする人へのホームヘルプや外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。	×	×	×	×	△	△	△
行動援護	行動上生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。知的又は精神障害により、行動上著しい困難がある方で常時介護を要する方が対象となります。	×	×	×	△	△	△	△
同行援護	視覚障害等により移動に著しい困難を有する障がい者に外出時における視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)や排泄・食事等の介護その他外出する際に必要な援助等を提供します。	△	△	△	△	△	△	△
療養介護	主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。医療を要する障がい者で常時介護を要する方が対象となります。	×	×	×	×	×	△	△
生活介護	主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。常時介護を必要とする方が対象となります。	×	×	△	○	○	○	○
障がい児通所支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを提供します。	児童のみ対象						
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。	×	○	○	○	○	○	○
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする方で、介護の必要の程度が著しく高い方を対象とし、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。	×	×	×	×	×	×	△
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。	×	×	×	△	○	○	○

※障害支援区分欄の記号 ○:利用可 △:条件つき利用可 ×:利用不可

条件つき利用可能なサービスの条件につきましては、障がい福祉課にお尋ねください。

②訓練等給付

サービス種類	サービス内容	対象障害程度区分					
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等が受けられます。	障害支援区分の認定を受けていない方も利用できます					
就労移行支援	就労を希望する方を対象に、定められた期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が受けられます。	障害支援区分の認定を受けていない方も利用できます					
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業者等に雇用されることが困難な方を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が受けられます。	障害支援区分の認定を受けていない方も利用できます					
就労定着支援	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を利用して一般就労した方に対し、就労に伴う生活上の課題を解決するため、一定の期間にわたり、事業所や家族との連絡調整等を行います。	障害支援区分の認定を受けていない方も利用できます					
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した方に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や関係機関との連絡調整等を行います。	障害支援区分の認定を受けていない方も利用できます					
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営む方を対象に、主に夜間に共同生活を営む住居において、相談その他日常生活の援助が受けられます。	障害支援区分の認定を受けていない方も利用できます					

(2)利用者負担について

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、原則としてサービスの定率1割を負担していただく仕組みとなります。ただし、所得に応じて四つの区分に分けられ、負担が重くなり過ぎないようにそれぞれ下記のとおり負担上限月額が決められています。

種 別	世 帯 の 範 囲
18歳以上の障がい者(施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

I 介護給付費及び訓練等給付費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分	負担上限月額	対象となる人
生活保護	0 円	生活保護受給世帯
低所得	0 円	低所得1 市民税非課税世帯でサービスを利用する本人の収入が80万円以下の方
		低所得2 低所得1の方以外の市民税非課税世帯に属する方
一般1	居宅で生活する障がい児	障がい者:市民税非課税世帯で所得割16万円未満 障がい児:市民税非課税世帯で所得割28万円未満
	居宅で生活する障がい者及び20歳未満の施設入所者	
一般2	37,200円	上記以外の世帯

※ 同一の保護者(一般1の所得区分の属する者に限る)に係る複数の障がい児が、障がい児施設支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する負担上限月額のうち最も高い額とする。

なお、複数の法におけるサービスを受けてる場合は、それぞれの法において負担上限月額を決定する。この場合においては、高額障害福祉サービス費における「障がい児の特例」が適用される。

II 療養介護医療費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分	月額上限負担額	対象となる人
生活保護	0 円	生活保護受給世帯
低所得1	15,000円	市民税非課税世帯でサービスを利用する本人の収入が80万円以下の方
低所得2	24,600円	低所得1の方以外の市民税非課税世帯に属する方
一般(一般1・2)	40,200円	市民税課税世帯

III 新高額福祉サービス費

平成30年4月以降の介護保険サービスご利用分について、特定の条件を満たした方は、申請により介護保険サービスの自己負担分が払い戻されます。詳しくは障がい福祉課へお尋ねください。

7 補装具費給付 障がい福祉課・障がい支援係

(1) 補装具費支給事業

身体障がい者（児）の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、または補うために用いられる用具の購入（修理）に要する費用の支給を行います。
自己負担は費用の1割ですが、所得に応じて負担上限月額が定められています。
費用の支給方法は、代理受領方式です。

[補装具の種類]

区 分	補 装 具 名
肢体不自由者	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（一本杖除く）、 座位保持装置、 (18歳未満のみ) 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
聴覚障がい者	補聴器（ポケット型、耳かけ型、耳あな型、骨導型）
視覚障がい者	眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）、 視覚障害者安全つえ、義眼（普通、特殊、コンタクト）
肢体不自由及び音声 言語機能障がい者	重度障害者用意思伝達装置

[令和2年度実績]

区 分		交 付	修 理	区 分		交 付	修 理
義 肢	義 手	4	0	補聴器	高度難聴用ポケット型	2	0
	義 足	8	13		高度難聴用耳掛け型	77	20
装 具	下 肢	64	24		重度難聴用ポケット型	0	3
	靴 型	11	2		重度難聴用耳掛け型	29	12
	体 幹	0	0		耳あな型(レディメイト)	0	0
	上 肢	3	0		耳あな型(オーダーメイト)	2	3
座位保持装置		40	27		骨導式ポケット型	0	1
視覚障害者安全つえ		16	0		骨導式眼鏡型	0	0
義 眼		0	0		座位保持いす	0	0
眼 鏡	矯 正 眼 鏡	10	0		起 立 保 持 具	2	9
	遮 光 眼 鏡	0	0	歩 行 器	7	2	
	コ ン タ ク ト レ ン ズ	1	0	頭 部 保 持 具	0	0	
	弱 視 眼 鏡	0	0	排 便 補 助 具	0	0	
車 い す		46	60	歩 行 補 助 杖	5	0	
電 動 車 い す		10	47	重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	1	0	
計						338	224

(財源内訳) 国 1/2 県 1/4 市 1/4

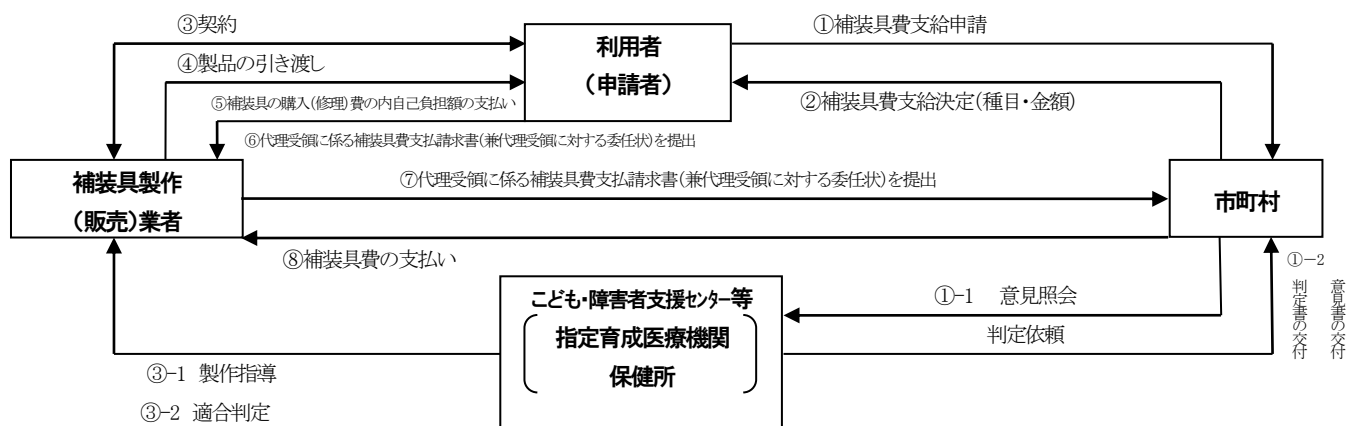
(2) 補装具費の支給の仕組み

◇代理受領方式

前提条件

- ・利用者の委任契約
- ・市町村一業者との合意

- ア 補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に費用支給の申請を行う。
- イ 申請を受けた市町村は、子ども・女性・障害者支援センター等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適正であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- ウ 補装具費の支給の決定を受けた障がい者は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- エ 障がい者が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けたときは、
- ①障がい者は、事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用のうち、利用者負担額を支払う。
 - ②事業者は、市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。(請求の際に代理受領に係る委任状を添付する。)
- オ 市町村は、障がい者からの請求が正当と認めるときは、補装具費の支給を行う。



(1) 佐世保市地域活動支援センター及び機能強化事業

障がい者及び障がい児の地域活動支援の促進を図ることを目的として、地域活動支援センター（基礎的事業）及びその機能強化事業（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）を実施している。

①基礎的事業

利用者に対し、創作的活動又は生産活動の機能の提供、社会との交流の促進等の支援を行う。

10人以上の対象者が利用できる規模を有し、かつ基礎利用人員が5人以上で、年間200日以上1日6時間以上を開所することが要件。

※基礎利用人員：各月の利用者数の延べ人数を16.6日で除した人数。

◇令和2年度実施事業所

NPO法人 茶屋の原 ・茶屋の原（Ⅲ型）

NPO法人 チーム・フォー・バイ・フォー ・ふれんず（Ⅰ型）

②機能強化事業（基礎的事業の上乗せ）

Ⅰ型・・・専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がい者及び障がい児に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業の実施。

Ⅱ型・・・地域において雇用就労の困難な在宅障がい者及び障がい児に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施。

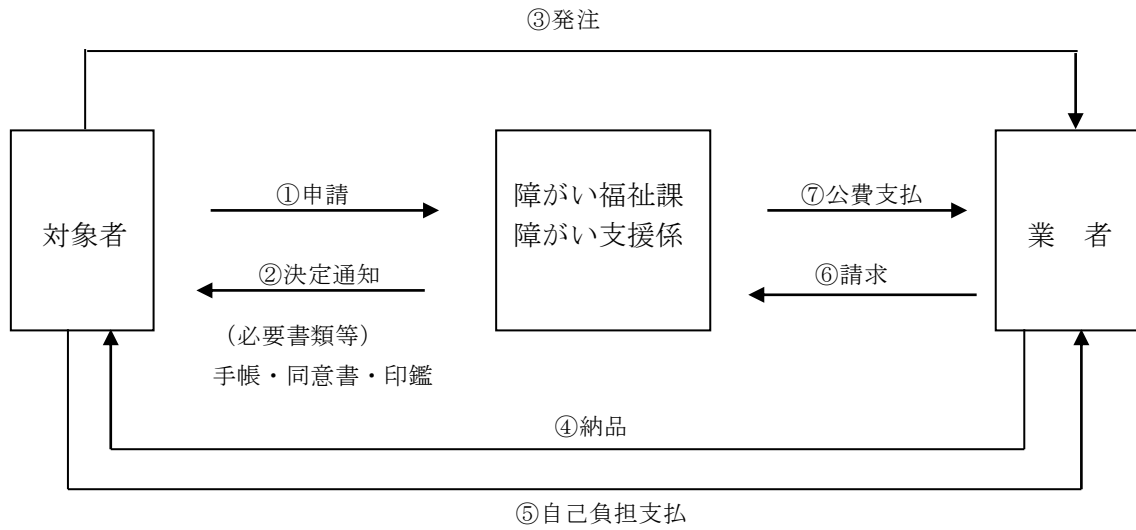
Ⅲ型・・・在宅の障がい者及び障がい児が地域において生きがいと喜びをもって活動できる場を提供。従来の小規模作業所の事業を行っている施設で、5年以上の実績がある。

(2) 日常生活用具給付

在宅の障がい者（児）に対し、その日常生活を容易にするため日常生活用具を給付します。

[令和2年度実績] 「給付（貸与）種目と令和2年度給付実績」を参照
[財源内訳] 国 1/2 県 1/4 市 1/4

◇費用徴収 原則1割負担。所得に応じて負担上限月額が定められています。



[給付（貸与）種目と2年度給付実績]

種 目	対 象 者	2年度実績	
		者	児
特 殊 寝 台 (電動ベッド)	下肢又は体幹機能障害2級以上(学齢児以上)	15	2
特 殊 マ ッ ト	下肢又は体幹機能障害1級(18歳以上)もしくは下肢又は体幹機能障害2級以上(3歳以上18歳未満)又は療育手帳A1・A2で常時介護を要する者	0	1
特 殊 尿 器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する者(学齢児以上)	0	0
床 ず れ 防 止 用 具	3歳以上で下肢若しくは体幹機能障害2級以上の児童、下肢若しくは体幹機能障害1級以上で常時介護を要する18歳以上の者、又は療育手帳A1・A2の者	8	1
入 浴 担 架	下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に介助を要する者(3歳以上)	0	0
体 位 変 換 器	下肢又は体幹機能障害2級以上で下着交換等に介助を要する者(学齢児以上)	2	0
移 動 用 リ フ ト	下肢又は体幹機能障害2級以上(3歳以上)	1	0
訓 練 い す	下肢又は体幹機能障害2級以上(18歳未満)	—	0
入 浴 補 助 用 具	下肢又は体幹機能障害4級以上で入浴に介助を要する者(3歳以上)	8	0
便 器 (ホ・タフルトイレ)	下肢又は体幹機能障害2級以上(学齢児以上)	0	0
特 殊 便 器 (ウォッシュレット)	上肢障害2級以上又は療育手帳A1・A2であって、訓練しても排泄処理ができない者(学齢児以上)	0	0
歩 行 補 助 杖 (T字杖)	平衡機能又は下肢又は体幹機能障がい者で歩行が不安定な者	2	0
移 動 ・ 移 乗 支 援 用 具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害4級以上で家庭内の移動等に介助を要する者(3歳以上)	7	1
頭 部 保 護 帽	下肢又は体幹機能障害2級以上で歩行不安定によりよく転倒する者、もしくは療育手帳A1・A2又は精神保健福祉手帳1級でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	3	4
火 災 警 報 器	障害等級2級以上又は療育手帳A1・A2又は精神保健福祉手帳1級であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準じる世帯の者	0	0
自 動 消 火 器	障害等級2級以上又は療育手帳A1・A2又は精神保健福祉手帳1級であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準じる世帯の者	0	0

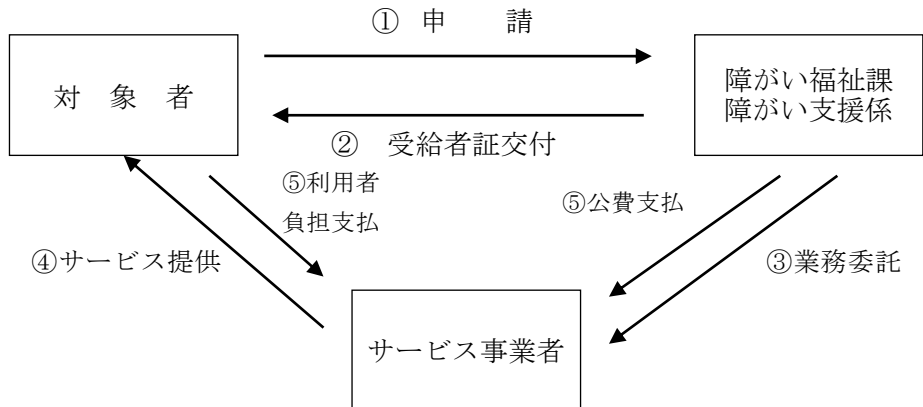
種 目	対 象 者	2 年度実績	
		者	児
電磁調理器	視覚障害 2 級以上又は療育手帳 A1・A2 又は精神保健福祉手帳 1 級であって、障がい者のみの世帯又はこれに準じる世帯の者 (18 歳以上)	1	—
歩行時間延長 信号機用小型 送 信 機	視覚障害 2 級以上 (学齢児以上)	0	0
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害 2 級で聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準じる世帯の者 (18 歳以上)	0	0
透 析 液 加 温 器	腎臓機能障害 3 級以上で CAPD (自己連続携行式腹膜灌流法) による 透析療法を行う者 (3 歳以上)	1	0
ネブライザー (吸 入 器)	呼吸器機能障害 3 級以上又は喉頭摘出による音声、言語障害もしくは 肢体障害 2 級以上で必要と認められる者	5	2
電 気 式 た ん 吸 引 器	呼吸器機能障害 3 級以上又は喉頭摘出による音声、言語障害もしくは 肢体障害 2 級以上で必要と認められる者	11	6
吸 入 ・ 吸 引 両 用 器	呼吸器機能障害 3 級以上又は咽頭摘出による音声・言語障害もしくは 肢体障害 2 級以上で必要と認められる者	3	0
酸 素 ボ ン ベ 運 搬 車	医療保険により在宅酸素療法を行っている者	0	0
視 覚 障 害 者 用 音 声 式 体 温 計	視覚障害 2 級以上 (学齢児以上) で視覚障がい者のみの世帯又はこれ に準じる世帯の者	6	0
視 覚 障 害 者 用 音 声 式 体 重 計	視覚障害 2 級以上 (18 歳以上) で視覚障がい者のみの世帯又はこれに 準じる世帯の者	2	—
動 脈 血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器 (パルスオキシメーター)	心臓機能障害 3 級以上又は呼吸器機能障害 3 級以上の者、人工呼吸器 の装着が必要な難病患者	4	0
携 帯 用 会 話 補 助 装 置	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由者であって、発声・発 語に著しい障害を有する者 (学齢児以上)	1	0

種 目	対 象 者	2年度実績	
		者	児
情報・通信 支援用具	上肢障害2級又は視覚障害2级以上	3	0
点字ディスプレイ	視覚障害2级以上であって、必要と認められる者(18歳以上)	0	—
点字タイプライター	視覚障害2级以上で、就学もしくは就労しているか又は就労が見込まれる者	1	0
点 字 器	視覚障がい者で必要と認められる者	0	0
点 字 図 書	視覚障がい者で点字により情報を入手している者	0	0
視覚障害者用 ポータブルレコーダー (録音・再生)	視覚障害2级以上(学齢児以上)。テープレコーダーも選択可能	9	0
視覚障害者用 活字文書 読み上げ装置	視覚障害2级以上(学齢児以上)	1	0
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障がい者で本装置により文字等を読むことが可能になる者(学齢児以上)	16	0
視覚障害者用 音声読書器	視覚障がい者で本装置により文字等を読むことが可能になる者(学齢児以上)	0	0
視覚障害者用 時 計 (音声・触読)	視覚障害2级以上(18歳以上。ただし、高校在学中で必要な者については、18歳未満の者も対象)	9	0
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障がい者で本装置によりテレビの視聴が可能になる者	0	0
人 工 喉 頭	音声言語機能障がい者で喉頭を摘出した者	12	0

種 目	対 象 者	2 年度実績	
		者	児
人 工 喉 頭 (人工鼻器具)	音声言語機能障がい者で喉頭を摘出した者 (人工鼻器具は、常時埋込型人工喉頭を使用する者)	21	0
収 尿 器	下肢又は体幹機能障がい者で尿失禁のある者	6	0
ス ト マ 用 具 (蓄 便 袋)	直腸・膀胱機能障がい者で人工肛門により腹壁から排便があり、採便の袋を装着する必要がある者	4,065	9
ス ト マ 用 具 (蓄 尿 袋)	直腸・膀胱機能障がい者で人工膀胱により腹壁から排尿があり、採尿の袋を装着する必要がある者	1,337	8
ス ト マ 用 具 (紙 お む つ)	<ul style="list-style-type: none"> ① 脳性麻痺等による肢体障害 2 級以上で、3 歳以前に発現した非進行性の脳病変によってもたらされた脳原性運動機能障害により便意もしくは尿意の意思表示が困難で恒常的に紙おむつを必要とする者 (3 歳以上) ② 直腸・膀胱機能障がい者で、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストマの著しい変形のため、ストマ用具を装着できない者 (3 歳以上) ③ 直腸・膀胱機能障がい者で、二分脊椎等の先天性疾患 (先天性鎖肛を除く) に起因する神経障害による高度の排便、排尿機能障害のある者 (3 歳以上) ④ 直腸機能障がい者で、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 (3 歳以上) 	453	335
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具 (住 宅 改 修)	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 (移動機能障害に限る) 3 級以上。特殊便器 (ウォッシュレット) への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上	2	0

(3) 移動支援事業

屋外での移動が単身では困難な障がい者に対して、ヘルパー等を派遣し、外出支援を行います。



◇対象者

次の〈1〉から〈3〉のいずれかに該当する方

- 〈1〉身体障害者手帳の交付を受けている方で、肢体不自由に係る等級が1・2級の方
- 〈2〉療育手帳の交付を受けている方
- 〈3〉精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

〈1〉～〈3〉かつ、〈4〉～〈7〉のいずれかに該当し、同行援護の対象とならない方

- 〈4〉居宅介護の支給を受けている方（ただし、「行動援護」「重度訪問看護」「重度障害者等包括支援」のいずれの支給も受けていない方）
- 〈5〉共同生活援助の支給を受けている方
- 〈6〉身体・知的障害者入所施設（旧法施設）入所者及び「施設入所支援」受給者のうち車いす常用の方（施設の管理者を経由しての申請）
- 〈7〉介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている方であって、介護保険の給付をもって本事業と同等のサービスを受けることができないと認められる方

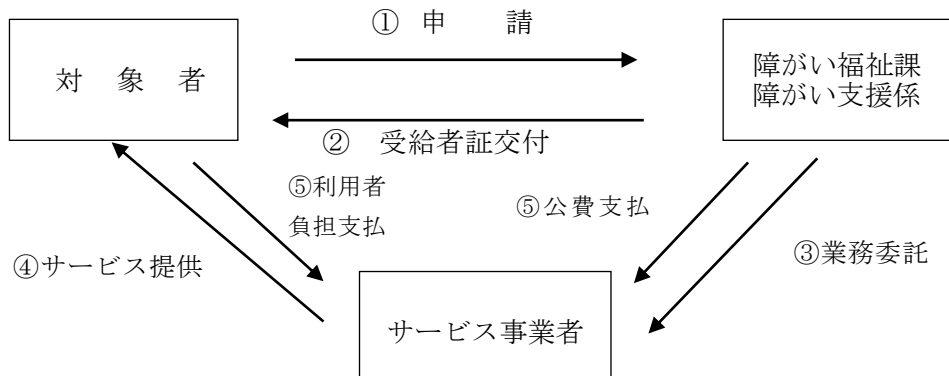
〔令和2年度利用者実績〕 95名

〔財源内訳〕 国 1/2 県 1/4 市 1/4

(4) 日中一時支援事業

障がい者及び障がい児の放課後等の日中における活動の場を確保し、社会に適応する訓練を行うとともに、障がい者等の家族に対する就労支援及び一時的な休息の提供ならびに障がい者等の家族が障がい者等の介護ができなくなった場合に、一時的な保護を目的とする。

※月の利用回数を10回までとする。



◇対象者

日中において一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者(児)で、次の要件に該当する方

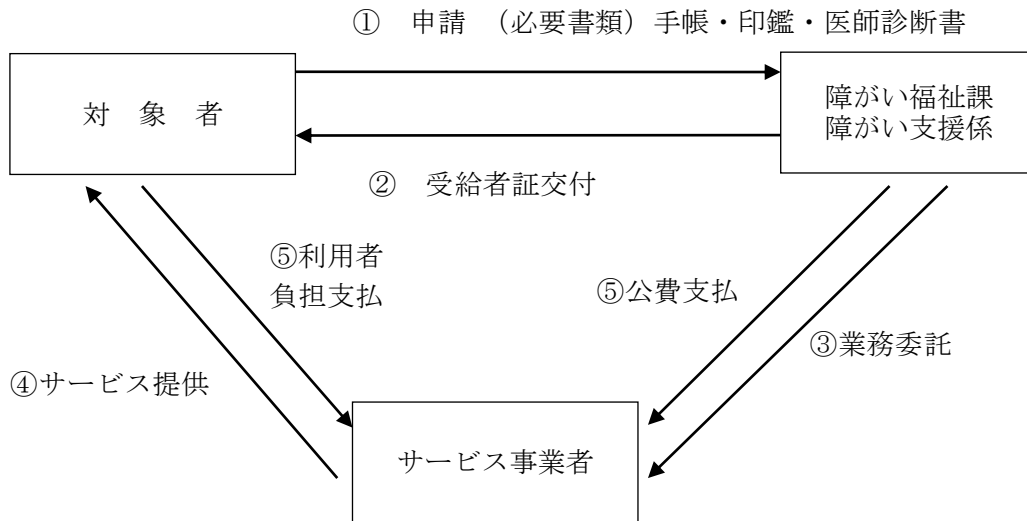
- 〈1〉 18歳以上で介護給付費の利用対象となった方
- 〈2〉 特別支援学校の小・中・高等部に在籍する障がい児
- 〈3〉 小学校、中学校、高等学校に在籍する障がい児
- 〈4〉 〈2〉～〈3〉に該当しない未就学の障がい児

[令和2年度利用者実績] 50名

[財源内訳] 国 1/2 県 1/4 市 1/4

(5) 訪問入浴サービス

家庭において、入浴が困難な身体障がい者に対して、移動入浴車による入浴サービスを行います。



◇対象者

次の要件にすべて該当する方

- 〈1〉 18歳以上で身体障害者手帳の等級が肢体不自由で1級の方
- 〈2〉 自宅の浴槽での入浴ができない方
- 〈3〉 医師が入浴可能と認めた方
- 〈4〉 上記のほか福祉事務所長が特に必要と認める方

※介護保険対象者（65歳以上、特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の方は、介護保険による訪問入浴の利用となります。

[令和2年度実績] 13名

[財源内訳] 国 1/2 県 1/4 市 1/4

(6) 意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の社会生活における利便性を確保し、社会参加の促進を図るため、以下の事業を行います。

〔財源内訳〕 国 1 / 2 県 1 / 4 市 1 / 4

①手話通訳者の設置

手話通訳者を設置することにより、聴覚障がい者等の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションの円滑化に寄与します。（中央保健福祉センター1階障がい福祉課に設置）

②ろうあ相談員の設置

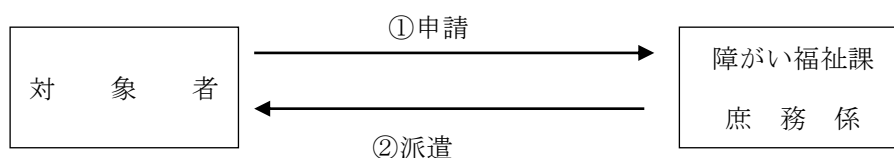
聴覚障がい者の日常生活全般の相談を受け付け、助言または指導等を行います。（中央保健福祉センター1階障がい福祉課に設置）

③手話通訳者の派遣

聴覚及び言語障がい者の意思伝達手段を確保するため、手話通訳者を派遣します。

- 〈1〉 公的機関への手続き、相談、連絡
- 〈2〉 保健所、医療機関への受診・相談
- 〈3〉 事業所へ就職相談に行く場合
- 〈4〉 その他聴覚障がい者等の社会参加

○利用者負担なし



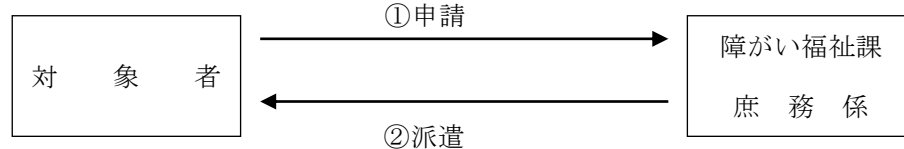
〔令和2年度実績〕 派遣回数 623回

④要約筆記者の派遣

聴覚及び言語障がい者の意思伝達手段を確保するため、要約筆記者を派遣します。

- 〈1〉 公的機関への手続き、相談、連絡
- 〈2〉 保健所、医療機関への受診・相談
- 〈3〉 事業所へ就職相談に行く場合
- 〈4〉 その他聴覚障がい者等の社会参加

○利用者負担なし



〔令和2年度実績〕 派遣回数 7回

⑤盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

聴覚及び視覚障がい者が重複している者の意思疎通の仲介及び移動の介助等を行うため、通訳者または移動介助員を派遣します。

〔通訳〕

- 〈1〉 公的機関への手続き、相談、連絡
- 〈2〉 保健所、医療機関への受診・相談
- 〈3〉 事業所へ就職相談に行く場合

〔移動介助〕

日常生活・社会生活及び余暇活動を営むうえで、盲ろう者が移動時に介助員を必要とする場合

○利用者負担なし



〔令和2年度実績〕 派遣回数 通訳のみ 40回
通訳・介助 93回
介助のみ 19回

⑥手話通訳者養成

聴覚及び言語障がい者の意思伝達手段を確保するため、手話通訳者を養成します。
(長崎県ろうあ協会佐世保支部に事業委託)

〔令和2年度実績〕 修了者数 ・入門課程 25名

※新型コロナウイルス感染症拡大のため入門課程のみ実施

⑦要約筆記者養成

聴覚及び言語障がい者の意思伝達手段を確保するため、要約筆記者を養成します。
(要約筆記 佐世保び～どろに事業委託：隔年実施)

[令和元年度実績] 修了者数 ・手書きコース 3名

⑧盲ろう者向け通訳・介助員養成

聴覚及び視覚障がい者が重複している者の意思疎通の仲介及び移動の介助等を行うため、
通訳者または移動介助員を養成します。

(長崎県ろうあ協会に事業委託：長崎県・長崎市と共同実施)

[令和2年度実績] ※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

(7) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため障がい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

〔財源内訳〕 国 1 / 2 県 1 / 4 市 1 / 4

①障がい者啓発事業

障がいに関する正しい知識を広く市民に啓発し、全ての人が住みやすいまちづくりを実現することを目的として、催しを行います。

②発達障がい支援事業

発達障がい者が日常生活、社会生活を営む上で、療育・支援が途切れないように横のつながりを強化することと、関係者の研修を行うことでスキルアップを支援し、地域住民への啓発を行うことで、発達障がいへの理解を促進します。

〔令和2年度実績〕 発達障がい啓発パンフレット作成・配布

(8) 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

〔財源内訳〕 国 1/2 県 1/4 市 1/4

①知的障害者社会参加促進活動

日常生活において、社会参加の機会が少ない知的障がい者が、料理教室またはスポーツ行事等に参加することにより交流を深めつつ社会参加を促進します。

〔実施主体〕 社会福祉法人 佐世保市手をつなぐ育成会

②聴覚障がい者生活支援事業

自宅にひきこもりがちな聴覚障がい者のコミュニケーションの場をつくり、一般知識・有効な情報の獲得を支援することで、地域での生活を支援します。(長崎県ろうあ協会佐世保支部に事業委託)

(9) 社会参加支援

障がい者の需要に応じたスポーツ・文化芸術活動等の事業を実施することにより、障がい者の社会参加促進を図ります。

また、点字・声の広報等発行事業を実施することにより、障がい者が地域で安定した日常生活を送るために必要な情報提供を行います。

さらに、自動車運転免許取得助成事業と自動車改造費助成事業を実施することで、障がい者の就職等社会活動や社会復帰を促進します。

〔財源内訳〕 国 1/2 県 1/4 市 1/4

①精神障がい者スポーツ大会

精神障がい者が市民との交流の場を持つことで社会復帰を促進し、また、市民も心の健康や精神障がい者に対して正しく理解していただくために、精神障がい者スポーツ大会を開催しています。(NPO法人 チーム・フォー・バイ・フォーに事業委託)

②ふれあい教室

障がい者の社会参加の促進を目的に、リハビリ教室や各種教養講座を開催しています。(佐世保市身体障害者団体連合会に事業委託)

〔開催教室名〕 料理、カラオケ、パソコン、絵画教室、手芸、IT講習(視覚)、卓球(視覚)等

③生活行動訓練事業

肢体、聴覚、視覚障がい者が、共に外出して社会見学や交流を行うことで、知識や教養を深め、社会参加と自立を促進します。(隔年実施)

〔実施主体〕 佐世保市身体障害者団体連合会

④点字及び漢点字講習会

視覚障がい者が点字及び漢点字を習得することにより、情報の収集及び社会参加が促進されるとともに、ボランティアの育成を図ります。(佐世保市視覚障害者協会に事業委託)

〔令和2年度実績〕	〈1〉点字	・開催回数	年9回
		・受講者	のべ12人
	〈2〉漢点字	・開催回数	年9回
		・受講者	のべ2人

⑤録音広報・点字広報

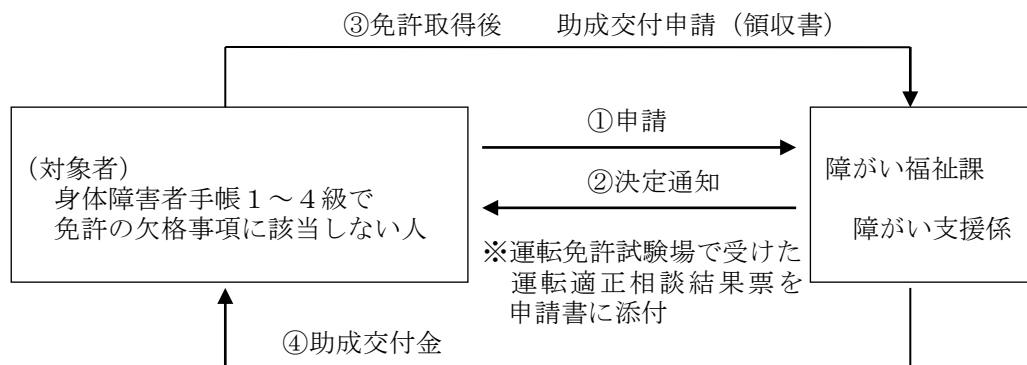
「広報させば」や「市議会だより」などを音声CD化し、視覚障がいのある人に各種情報の提供を行っています。また、同様に点字による広報も実施しています。(佐世保市視覚障害者協会に事業委託)

[令和2年度実績] ・音声広報 配布数 605枚
 ・点字広報 配布数 1,774枚

⑥自動車運転免許取得助成

障がい者の社会参加、自立更生のため、自動車の運転免許取得に必要な費用を助成します。

○助成限度額 100,000円

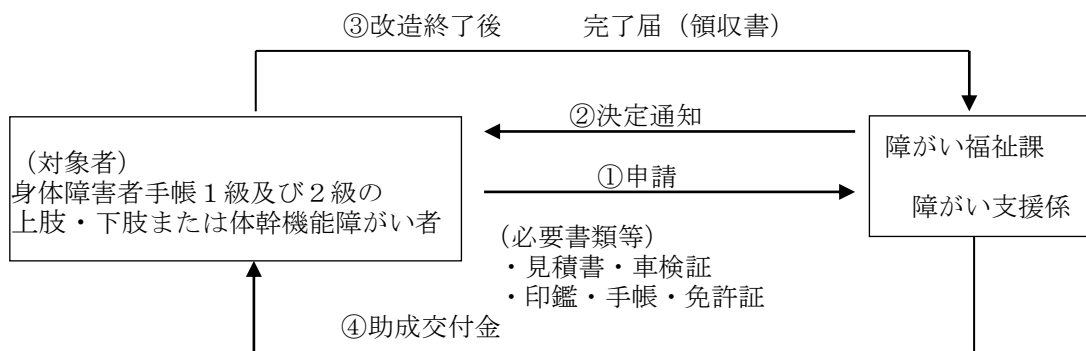


[令和2年度実績] 1名

⑦自動車改造費助成

1～2級の上肢・下肢または体幹機能障がい者が就労等に伴い、自動車を取得する場合などに、その自動車の改造に要する経費を助成します。ただし、所得制限があります。

○助成限度額 100,000円



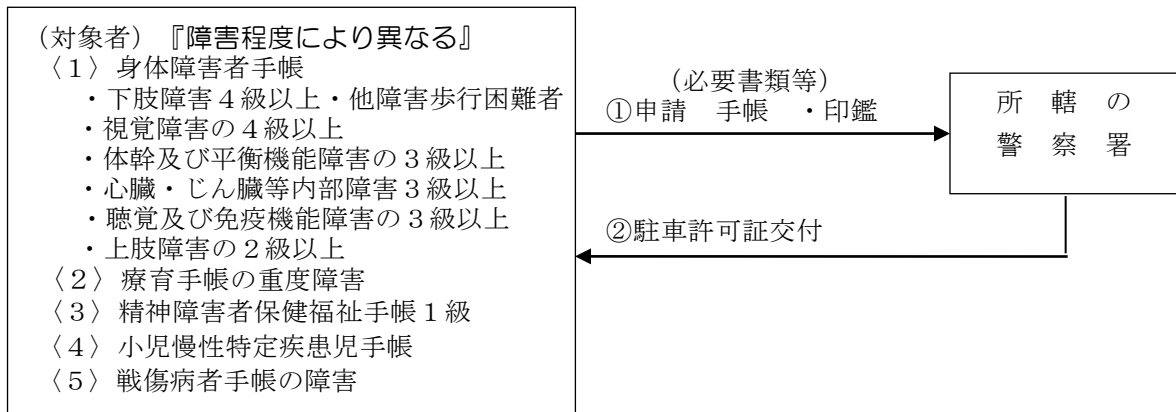
[令和2年度実績] 2名

(1) 交通運賃の割引

	区 分	乗車券の種類	割 引 率	取 扱 区 間	手 続	備 考
J R	第1種身障手帳 療育手帳所持 (A1, A2) (介護者の方1名 を含む)	普通乗車券 定期 〃 回数 〃 普通急行券 (小児定期乗車券 を除く)	5割	全 区 間	手帳を提示し て購入	・第1種及び知的 (A1, A2)の 方が単独で行動 する場合は第2 種扱いとなりま す。
	第2種身障手帳 療育手帳所持 (B1, B2)	普通乗車券		J R及び航路 の片道101km 以上利用の場 合に限る		
	12歳未満の第2種 (介護者の方を 含む)	定期乗車券 (小児定期乗車券 を除く)		全 区 間		
航 空	身体障害者手帳、療育手帳、ま たは精神障害者保健福祉手帳所 持者で12歳以上の人 (12歳以上の介護者の方を含む)	航空会社によ って異なります ので、各航空会 社にお問い合わせ ください。		日本の国内 航空会社の 国内線全区間	各航空会社の 支店・営業所 で手帳を提示 して購入	※会社によっては 適用されない場合 があります。
バ ス	身体障害者手帳所持者、療育手 帳所持者(ただし1種障害者は介 護者の方を含む) 精神障害者保健福祉手帳所持者 (ただし1級の場合は介護者の方 を含む)	5割 (定期乗車証は 3割引)		各バス会社の 全線	運転士に手帳 を提示し、半 額を支払う	※会社によっては 適用されない場合 があります。
船 舶	第1種(介護人を含む) 第2種		5割	全区間 片道100kmを 超える区間	手帳を提示し て購入	※会社によっては 適用されない場合 があります。
電 車	〃		5割 (定期割引なし)	全区間	手帳を提示し 半額を支払う	
タ ク シー	身体障害者手帳、療育手帳、また は精神障害者保健福祉手帳所持者		1割		手帳を提示し 9割を支払う	

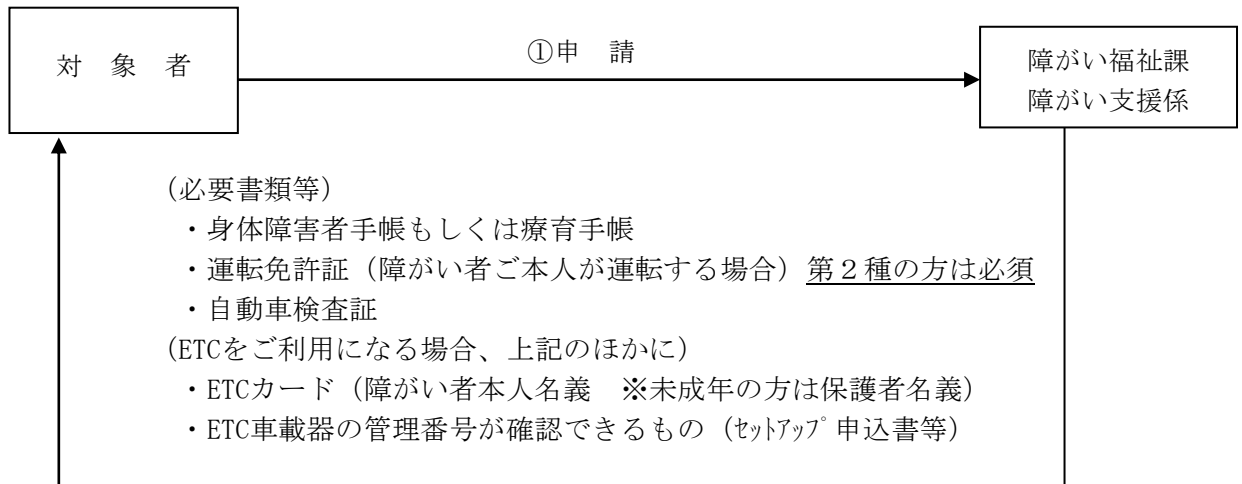
(2) 駐車禁止緩和措置

公安委員会が指定する法定駐車禁止区域を除き、駐車することができます。



(3) 有料道路の通行料金の割引

身体障がい者が自ら自動車を運転する場合または重度の身体障がい者もしくは重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が運転し有料道路を通行する場合、料金の割引があります。登録できる自動車は、障がい者の方お一人につき1台です。(ただし、自動車によっては、対象とならない場合もあります。)

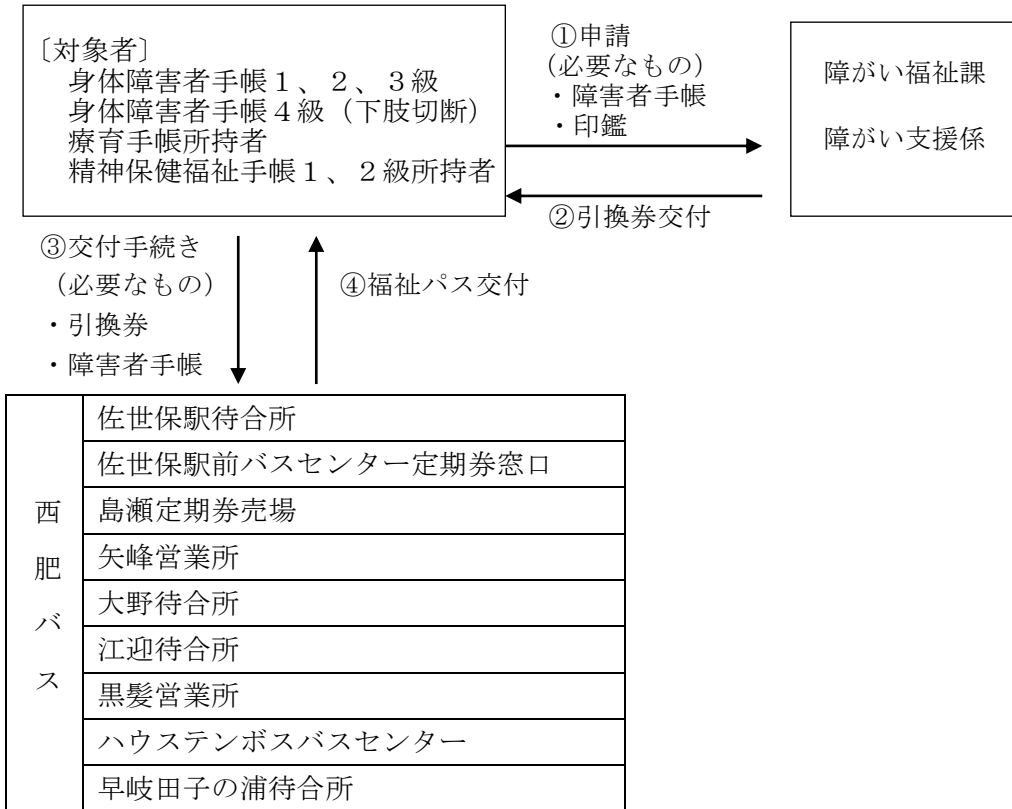


②手帳に有料道路割引登録シールを貼付する

(4) 福祉特別乗車証、回数券、離島交付金交付事業

障がい者の社会参加を促進するために福祉パスを交付します。さらに、宇久町の方には回数券を、また、黒島町・高島町の方には離島交付金を交付します。

また、宇久地区において、福祉パスおよび回数券の交付を受けない者のうち、希望者に、宇久観光バスを無料で乗車できる宇久福祉特別乗車証（宇久パス）を交付します。

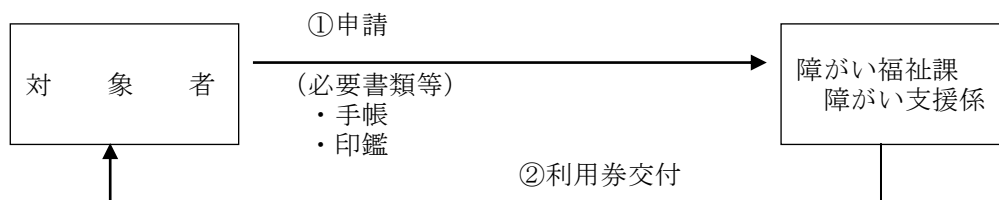


[令和2年度実績] 〈1〉福祉パス 5, 231人
 〈2〉回数券 1人
 〈3〉離島交付金 33人
 〈4〉宇久パス 3人

[財源内訳] 市単独事業

(5) 黒島旅客船利用運賃の一部助成

黒島町、高島町居住の第2種障がい者及び精神障がい者に運賃の5割を助成します。また自動車航送の場合は、第1種及び第2種障がい者または精神障がい者が自ら運転する場合に2割を助成します。年36回を限度としますが、週2回以上離島以外の医療機関へ通院することが3ヶ月以上継続する人については、3ヶ月毎36回追加し、年間144回を限度とします。



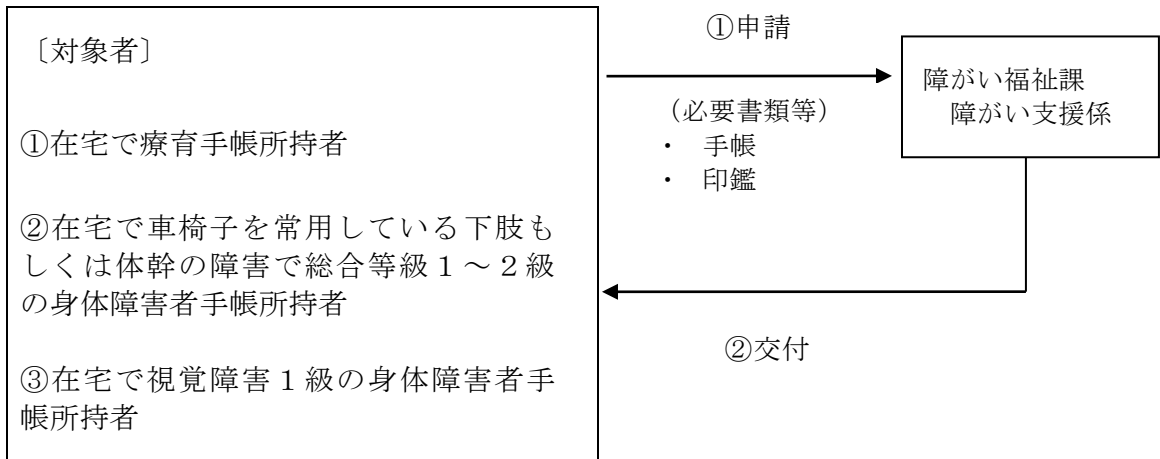
[令和2年度実績] 38名

[財源内訳] 市単独事業

(6) 福祉タクシー

障がいを持つ人がタクシーを利用する場合にその料金の一部を助成し、社会活動の範囲を広めることによって、障がい者の福祉向上を図ります。

◇助成額 小型車基本料金及びリフト付タクシーの2km以内の初乗運賃から障がい者に対する割引の1割を控除した額（年48回を限度とする）

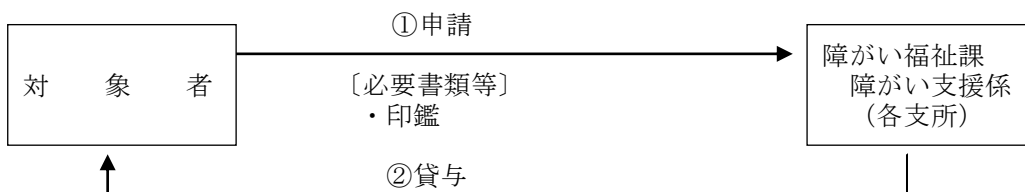


※施設入所や病院に入院されている方は交付できません。

〔令和2年度実績〕	視覚障がい者	104人
	肢体障がい者	220人
	知的障がい者	725人
〔財源内訳〕	市単独事業	

(7) 車椅子の貸出

傷病等で歩行が困難な在宅の人に車椅子を貸し出します。
貸与期間は最長4ヶ月です。



〔令和2年度実績〕	38件
〔財源内訳〕	市単独事業

(1) 福祉医療

支給対象者が、健康保険適用の診療を受けた時に医療機関等へ支払った一部負担金のうち、次の表に定める額を助成します。

ただし、他の法令等による給付が優先します。

①給付内容

支給対象者	助成対象	支給額	手続きに必要なもの
障がい者	入院 通院	保険診療に該当する医療費から、ひと月ごと、医療機関ごとに、自己負担額(1日800円、月上限1,600円)を差し引いた額。※調剤薬局分については、自己負担なし。	①健康保険証 ②身障手帳または療育手帳または精神手帳 ③印鑑 ④本人名義の銀行口座 ⑤同意書 ⑥マイナンバーがわかるもの ※所得制限有り
	通院		
	入院 通院	保険診療に該当する医療費から、ひと月ごと、医療機関ごとに、自己負担額(1日800円、月上限1,600円)を差し引いた額の1/2。※調剤薬局分については、自己負担なし。	

②所得制限限度額表

(1) 受給資格者(本人)

(単位：千円)

区分	扶養親族等の数						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	
老人扶養親族の数	0人	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
	1人	————	4,084	4,464	4,844	5,224	5,604
	2人	————	————	4,564	4,944	5,324	5,704
	3人	————	————	————	5,044	5,424	5,804

(2) 扶養義務者

(単位：千円)

区分	扶養親族等の数						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	
老人扶養親族の数	0人	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388
	1人	————	6,596	6,809	7,022	7,235	7,448
	2人	————	————	6,869	7,082	7,295	7,508
	3人	————	————	————	7,142	7,355	7,568

[令和2年度実績]

(単位：円)

区 分		件 数	金 額
身障手帳1、2級	入 院	2, 5 8 7	5 1, 4 3 7, 4 4 7
	外 来	3 5, 3 3 9	1 2 0, 4 1 0, 2 3 2
療育手帳A1、A2	入 院	4 6 6	9, 8 5 7, 5 3 6
	外 来	9, 0 4 6	2 0, 4 2 8, 7 3 2
後期高齢者医療保険加入者 身障手帳1、2級 療育手帳A1、A2 精神手帳1級	入 院	3, 1 1 5	5 8, 1 2 7, 6 7 3
	外 来	2 5, 5 8 5	4 7, 8 0 6, 3 6 1
身体障がい者3級	入 院	3 2 8	5, 1 0 8, 3 2 3
	外 来	8, 7 4 0	1 3, 9 2 7, 3 0 2
知的障がい者B1	入 院	1 7 8	1, 9 3 9, 0 2 5
	外 来	4, 8 3 2	4, 6 0 2, 4 9 9
後期高齢者医療保険加入者 身体障がい者3級、 知的障がい者B1	入 院	8 6 8	1 0, 2 2 2, 4 5 8
	外 来	8, 5 9 3	7, 8 4 9, 7 3 4
精神障がい者1級	外 来	1, 1 8 1	3, 1 6 0, 1 1 1
合 計		1 0 0, 8 5 8	3 5 4, 8 7 7, 4 3 3

(1) 障害基礎年金（国民年金） ※障害厚生年金は年金事務所受付になります。

①受給要件

- 〈1〉障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
 - ア 国民年金加入期間
 - イ 20歳前または国内在住の60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間。
(老齢基礎年金を繰り上げて受給している方は除きます。)
- 〈2〉障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、国民年金法施行令別表に定める1級または2級に該当していること。
- 〈3〉下記の保険料納付要件のどちらかを満たしていること。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。
 - ア 初診日の前日に、初診日がある月の前々月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済及び免除の期間が2/3以上であること。
 - イ 初診日時点において、令和8年4月1日より前であること、65歳未満であること、かつ前日において、前々月前までの直近1年間に保険料未納期間がないこと。

②年金額（令和3年度）

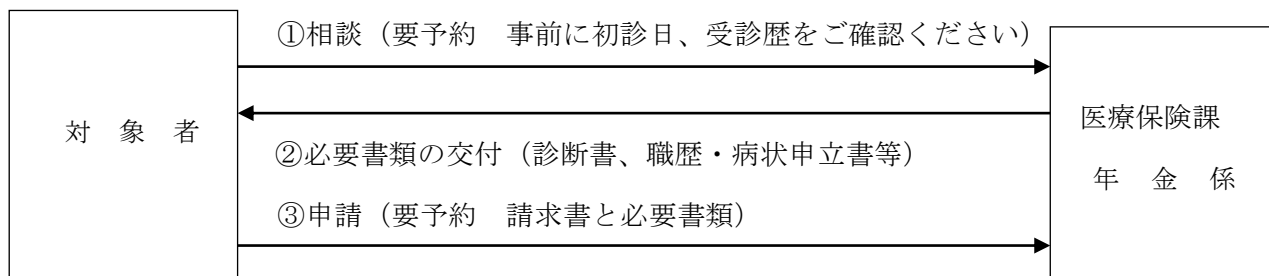
- ・ 1級障害基礎年金 976,125円
- ・ 2級障害基礎年金 780,900円
- ・ 18歳未満の子（障害のある子は20歳未満）がある時は次の額が加算されます。

1人目・2人目の子	1人につき 224,700円
3人目以降の子	1人につき 74,900円

③申請手続き

[窓口]

初診日時点に国民年金加入中または、20歳前であった方 → 市役所か年金事務所
 初診日時点に配偶者の扶養になっていた、または厚生年金期間であった方 → 年金事務所



(2) 特別障害給付金

①支給の対象

- 〈1〉平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生。
 - 〈2〉昭和61年3月以前に国民年金任意加入者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1, 2級相当の障害に該当する人。
- ※65歳に到達する日の前日までにその障害の状態に該当する人に限ります。

②支給額（令和3年度）

- ・ 1級障害該当（月額） 約52,450円
- ・ 2級障害該当（月額） 約41,960円

※所得によって支給制限となる場合があります。

※老齢年金等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額が支給されます。

（3）年金生活者支援給付金

令和元年10月から、消費税率引き上げに伴い、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給しています。

◇給付金の種類と支給要件

①老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金

- 〈1〉65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
 - 〈2〉請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
 - 〈3〉前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下である。
- 給付額は5,030円（月額）を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出されます。

②障害年金生活者支援給付金

- 〈1〉障害基礎年金^{※1}を受けている
 - 〈2〉前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円^{※2}」以下である
- ※〈1〉旧法の障害年金、旧共済の障害年金であり、政令で定める年金についても対象となります。
- ※〈2〉同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。
- 給付額は、障害等級により次のとおりです。
- ・ 障害等級1級 6,288円（月額）（障害等級2級の1.25倍）
 - ・ 障害等級2級 5,030円（月額）

③遺族年金生活者支援給付金

- 〈1〉遺族基礎年金を受けている
 - 〈2〉前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円[※]」以下である
- ※同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。
- 給付額は5,030円（月額）です。
- ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,030円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

(4) 特別障害者手当等

①特別障害者手当

在宅の20歳以上であって、著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給します。ただし、次に該当する場合は支給しません。

- 〈1〉身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設、国立療養所、養護老人ホーム等に入所している場合
- 〈2〉病院または診療所に継続して3ヶ月を超えて入院するに至った場合
(原爆被爆者介護手当を受けることができる場合は、介護手当との差額を支給します)

②障害児福祉手当

在宅の20歳未満であって、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする人に支給します。ただし、次に該当する場合は支給しません。

- 〈1〉障害基礎年金、障害厚生年金等の支給を受けている場合
- 〈2〉肢体不自由児施設、知的障害児施設、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、国立療養所等に入所している場合

③経過的福祉手当（現在は新規認定を行っていません）

昭和61年4月の法改正施行時に、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって、特別障害者手当または障害基礎年金の支給を受けることができない人については、引き続き支給要件に該当する間に限って従来どおり福祉手当を経過的に支給します。ただし、次に該当する場合は支給しません。

- 〈1〉障害基礎年金、障害厚生年金、特別障害給付金等の支給を受けている場合
- 〈2〉特別障害者手当の支給を受けている場合
- 〈3〉肢体不自由者施設、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設、国立療養所、養護老人ホーム等に入所している場合

ア 所得制限

(単位：円)

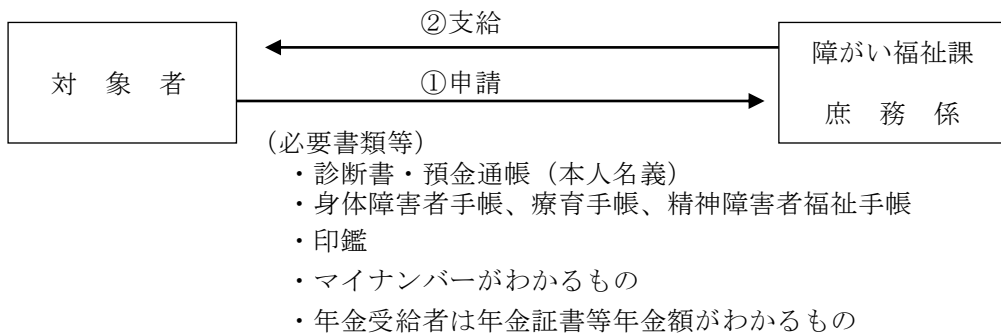
扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額
0人	3,604,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000
5人	5,504,000	7,388,000

注 (1) 本人の場合は、

- 1) 70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族1人につき10万円を加算
- 2) 特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満のものに限る)1人につき25万円を加算

(2) 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円を加算

- イ 支給月 2月、5月、8月、11月（年4回）
- ウ 支給額 月 額 特別障害者手当 27,350円
（令和2年4月～） 障害児福祉手当 14,880円
経過福祉手当 14,880円
- エ 支給対象者 特別障害者手当 270名（令和3年4月1日現在）
障害児福祉手当 192名（ ” ）
経過福祉手当 7名（ ” ）



(5) 特別児童扶養手当

重・中度の障がいをもつ児童に対して手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。

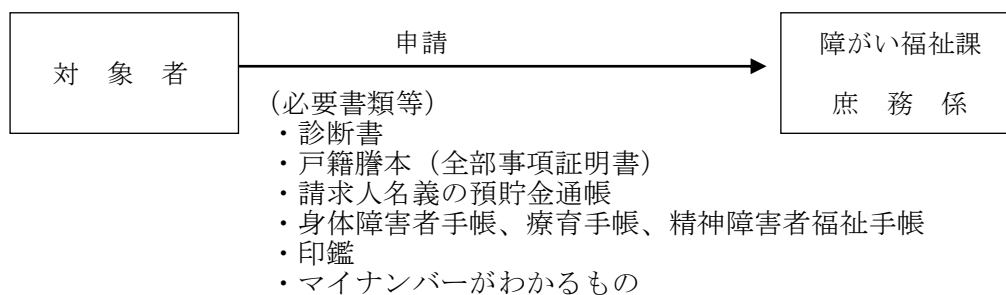
- ①支給対象 在宅の20歳未満で重度・中度の障がい児を監護する父母又は養育者
- ②支給除外
- 〈1〉児童が福祉施設に入所している方
 - 〈2〉児童が障がいを支給事由とする公的年金給付を受けられる方
 - 〈3〉本人または扶養義務者の所得が限度額を超えている方
- ③支給額 月 額 重 度 52,500円
（令和2年4月～） 中 度 34,970円
- ④支給月 4月、8月、11月

⑤所得制限 (単位：円)

扶養親族 等の数	本 人	配偶者及び扶養義務者
	所 得 額	所 得 額
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
5人	6,496,000	7,388,000

- 注 (1) 本人の場合は、
- 1) 70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族1人につき10万円を加算
 - 2) 特定扶養親族または控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）1人につき25万円を加算
- (2) 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算

⑥支給対象者 609人〔令和3年4月1日現在〕



⑦負担割合 国 10/10

(6) 心身障害者扶養共済

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。加入口数の限度は、障がいのある方1人につき2口です。

①加入できる保護者の要件

障がいのある方を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、県内に居住し特別の疾病又は障がいを持っていない65歳未満の方

②障がいのある方の範囲

- 〈1〉知的障がい児（者）
- 〈2〉身体障がい児（者） 1～3級
- 〈3〉精神又は身体に永続的な障がいのある方で、①又は②と同程度の障がいを有する方（統合失調症、自閉症、進行性筋萎縮症、脳性麻痺、血友病等）

③掛金月額

掛金は、加入者の加入時の年齢により、1口当たり次のとおりです。

平成20年度以降加入(令和2年4月1日現在)

加入時の年齢	月 額	加入時の年齢	月 額
35歳未満	9,300円	50歳以上55歳未満	18,800円
35歳以上40歳未満	11,400円	55歳以上60歳未満	20,700円
40歳以上45歳未満	14,300円	60歳以上65歳未満	23,300円
45歳以上50歳未満	17,300円	※掛金は加入時の掛金で固定 ※19年度以前加入された方は、掛金額が異なります。	

④給付

加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、その月の分から終身にわたり障がいのある方に対し、次の年金が支給されます。

- ・1口加入の方 月額 2万円（年額24万円）
- ・2口加入の方 月額 4万円（年額48万円）

⑤弔慰金の支給

1年以上加入した後に、加入者の生存中に障がいのある方が死亡したときは、加入期間に応じて、次の弔慰金が支給されます。

金額（1口あたり）		平成19年度以前加入		平成20年度 以降加入
		障がい者死亡日		
		平成19年度以前	平成20年度以降	
加入期間	1年以上5年未満	20,000円	30,000円	50,000円
	5年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
	20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

⑥脱退一時金の支給

5年以上加入した後に、加入者の申し出により、この制度から脱退したときは加入期間に応じて次の脱退一時金が支給されます。

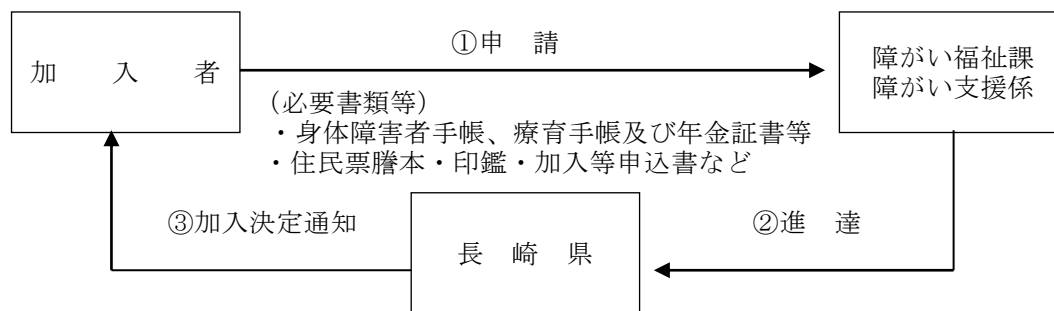
金額（1口あたり）		平成19年度以前加入		平成20年度 以降加入
		脱退日		
		平成19年度以前	平成20年度以降	
加入期間	5年以上10年未満	30,000円	45,000円	75,000円
	10年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
	20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

⑦掛金の援助

掛金を納めることが困難な人に対し、次のとおり援助があります。

- 〈1〉生活保護世帯 掛金の10/10
- 〈2〉市民税非課税世帯 掛金の1/2
- 〈3〉市民税均等割世帯 掛金の3/10

⑧加入者 74名（令和3年11月末日現在）



1.2 精神保健事業 ————— 障がい福祉課・障がい支援係

(1) 相談事業

①精神保健相談

精神的な問題について、保健師による相談は随時実施しています。

医師による相談については、予約が必要です。

〔実施日〕 精神科医の相談 本庁6回/年 宇久2回/年

〔令和2年度実績〕 精神科医の相談 本庁3件 宇久2件

随時 窓口相談 延 789件

電話相談 延 5,708件

②家庭訪問

精神障がい者の在宅療養や社会復帰を支援するために保健師、作業療法士が家庭訪問での対応が必要な方には訪問を行い、当事者や家族の相談を受けます。

〔令和2年度実績〕 延 882件

(2) 社会参加・復帰支援事業

①保健所デイケア

精神障がい及び発達障がいがある方の社会生活への適応援助の場として、自立と社会参加を目的に活動を行っています。

〔実施場所・年間開催回数〕 中央保健福祉センター 第3金曜日 年7回

宇久保健福祉センター 年7回

※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止月あり

〔令和2年度実績〕 14回 延 62人

②ひきこもり家族への講演会・家族の集い

ひきこもりの状態にある方を抱える家族を対象に専門家の講話を聞き、家族同士の情報交換や交流の場を持つことにより、ひきこもりへの理解を深め、不安や焦りを軽減しお互いに支え合うことを目的に実施しています。

〔家族の集い実施場所〕 福祉活動プラザ

(栄町4番11号サンクル1番館2階)

〔家族の集い実施日〕 毎月第3水曜日

〔講演会の令和2年度実績〕 ※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

(3) 自主グループ支援

①精神障がい者家族会ゆみはり会

精神障がい者の家族が同じ悩みを話し合い、相互の気持ちを共有し、障がい者の自立のために精神保健の医療の改善と福祉施策の増進を図るよう活動されています。

〔実施日〕 毎月第3土曜日 ※日程変更あり

②断酒会

アルコール依存の苦しみから逃れ、断酒生活を行なう人々の自助グループであり、例会を設け断酒者同士が相互に断酒生活を支えています。

〔保健所例会実施日〕 毎月第2・4火曜日

③精神障害者ピアサポーター「ふたばの陽」

精神障がい者の当事者が、自らの体験に基づいて、同じ障がいを持つ人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域との交流などを行っています。

〔例会実施日〕 毎月第3土曜日

(4) 啓発活動

①自殺対策

地域のグループや企業、学校など様々な団体にゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと）養成講座を実施しています。また、こころの健康づくりに関する講演会を開催しています。

〔令和2年度実績〕 ゲートキーパー養成講座 4回開催

参加者335名

講演会 ※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

②心の健康づくりフェスティバル

地域住民が自分の心の健康について考える機会を持ち、精神障がいについての正しい理解を得る機会をつくれます。

〔令和2年度実績〕 新型コロナウイルス感染症拡大のため、対象者を関係機関に限定し、講演会のみ開催

③ウォーキング&ゲームラリー大会

ゲームを盛り込んだウォークラリーを通して楽しみながら体力の増進や交流を図り、精神障がい者への理解と偏見をなくしていくことを目的としています。

〔令和2年度実績〕 新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

1.3 難病患者支援 ————— 障がい福祉課・障がい支援係

(1) 医療費助成（長崎県指定難病対策事業）

① 難病患者医療費助成制度

難病のなかで、極めて治療困難な疾患に対し、医療費の自己負担軽減を図ります。

〔対象疾患数〕 338疾患（令和3年11月から）

〔申請先〕 長崎県国保・健康増進課

〔令和2年度実績〕 受給者（延）2,537名

(2) 難病特別対策推進事業

① 医療相談事業

難病患者の療養上の不安軽減の為、難病に関する専門の医師等による医療相談を行いません。

〔令和2年度実績〕 1回（宇久町） 5名

※講演会、難病教室を4回計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため3回は中止

② 家庭訪問

保健師が難病患者や家族に対し相談を受け、在宅療養における療養や生活全般についてのアドバイスを行います。

〔令和2年度実績〕 延べ 31件

③ 自主グループ支援

難病に対する理解を深めるため、患者本人や家族及び支援機関の自主活動を側面から支援します。

〔活動団体〕

- ・ 脊髄小脳変性症と多系統萎縮症（あじさい会）
- ・ 脊柱靭帯骨化症友の会

14 その他

(1) 選挙

①点字投票

視覚障がい者で点字投票を希望する方は、投票所で申し出ると点字により投票することができます。

②郵便等による不在者投票

自書（点字を除く）できる方で、両下肢及び体幹・移動機能障害のいずれかの障がい者で1～2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸のいずれかの障がい者で1・3級の方、免疫・肝臓の障がい者で1～3級の方は、所定の手続きにより在宅投票ができます。

③郵便等による不在者投票（代理記載）

自ら投票の記載をすることができない上肢または視覚障がい者で1級の方は、所定の手続きにより在宅投票ができます。

〔問い合わせ先〕 市役所選挙管理委員会事務局（Tel 24-1111）

(2) 税の軽減

障がいの程度等により次に掲げる税の減免制度があります。

〔対象となる税〕	〔問い合わせ先〕	各税の窓口へ
所得税、相続税・・・・・・・・	佐世保税務署	
自動車税、自動車取得税.....	県北振興局税務部	
住民税・・・・・・・・	市役所市民税課	
軽自動車税・・・・・・・・	市役所資産税課	

(3) 雇用促進対策

- ・身体障がい者及び知的障がい者の法定雇用率の設定（R3年3月1日から）

民間企業	2.3%
国・地方公共団体等	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.5%

※おおよそ5年おきに雇用率の改定があります。

- ・事業主に対する各種助成措置があります。

(4) 公営住宅の優遇措置

〔対象者〕	身体障がい者（1～4級）、知的障がい者（A1、A2、B1）・精神障がい者（1級、2級）がいる世帯で、住宅に困窮している方
〔問い合わせ先〕	市営住宅：佐世保市営住宅管理センター（Tel 25-9625） 県営住宅：長崎県住宅供給公社 佐世保事務所（Tel 22-9612）

(5) NHK受信料の減免

〔対象者〕 全額免除⇒障がい者のいる世帯で世帯員全員が市町村民税非課税世帯
半額免除⇒世帯主が視覚障がい者、聴覚障がい者または重度の障がい者（身体1・2級、知的A1・A2、精神1級）であり、受信契約者である世帯

〔申込方法〕 身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、印鑑を持参の上、障がい福祉課、支所及び行政センターでお手続きください。

(6) はがきの無料配付（青い鳥郵便はがき）

重度の身体障がい者（1～2級）及び重度の知的障がい者（A・A1・A2）の方に、はがき（20枚）を無料配付します。

〔申 込 方 法〕 身体障害者手帳又は療育手帳、印鑑を持参の上、最寄りの郵便局にお尋ねください。

〔受 付 期 間〕 4月1日から5月31日まで

(7) 点字郵便等の郵便料の減免

〔問い合わせ先〕 最寄りの郵便局へお尋ねください。

(8) NTT電話番号案内の無料扱い

〔対 象 者〕 電話帳の使用が困難な身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方

〔申 込 方 法〕 手帳を持参の上、NTTへお申し込みください。

(9) 携帯電話基本使用料等の割引

〔対 象 者〕 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方

〔問い合わせ先〕 各携帯電話会社へお尋ねください。